

退職後  
継続者用

# 王子グループ 団体定期保険（Bグループ）

（正式名称：こども特約付団体定期保険）

## 退職後継続加入 更新のご案内

- 退職後継続加入のお申込みは別添の申込書をご使用ください。
- 同額で継続される方は申込書のご提出は不要です。変更のある方のみご提出ください。
- 申込締切後の変更はできませんので、締切日の厳守をお願いいたします。

 申込締切日 2019年**9/17**（火）

 ご意向  
（ニーズ）  
確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット（「特に重要なお知らせ」を含みます。）に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者・子ども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

お問い合わせ

大樹生命コールセンター



0120-344-338

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く）

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

# 王子ホールディングス株式会社

&lt;申込書提出先&gt; 王子製紙保険サービス株式会社（事務委託）

## ご確認事項

▶ 現在ご加入の保険金額範囲内で下記保険金額よりご選択ください。

本人・配偶者の場合

死亡保険金額・・・200万円・400万円・600万円・1,000万円

### 【ご注意】

- ・本人・配偶者の加入限度額は、「現在ご加入の保険金額以下かつ1,000万円以下(こどもは400万円以下)」です。退職後継続加入は保険金額の増額はできません。
- ・申込締切日までに申込書のご提出がない場合には、現在の加入内容で継続（自動更新）となります。同額で継続される方は申込書のご提出は不要です。
- ・退職後継続加入として今回初めて更新される方のうち、現在ご加入の保険金額が1,000万円以上の方は申込書のご提出がない場合、「保険金額1,000万円で継続（自動更新）」となります。
- ・保険料は「12か月一括払」となります。現在ご指定いただいている預貯金口座より口座振替（11月25日）いたします。なお、口座振替手数料150円※（振替1回につき）が保険料に上乗せされます。
- ・保険料は保険年齢ランクにより異なります。現在の加入内容で継続される方のうち保険年齢ランクの上がる方は保険料についても上がりますので、十分ご注意ください。

※2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に上げられる予定です。これに伴い、口座振替手数料が140円から150円に変更になります。

## 保険金額と概算年間保険料（12か月一括払）

(単位：円)

	保険年齢	生年月日	性別	死亡（高度障害）保険金額			
				200万円	400万円	600万円	1,000万円
本人・配偶者	51～55歳	S39.5.2 ～S44.5.1	男性	7,962	15,924	23,885	39,809
			女性	5,564	11,128	16,692	27,820
	56～60歳	S34.5.2 ～S39.5.1	男性	11,500	23,001	34,501	57,502
			女性	7,054	14,108	21,162	35,269
	61～65歳	S29.5.2 ～S34.5.1	男性	17,600	35,199	52,799	87,998
			女性	9,359	18,717	28,076	46,793
	66～70歳	S24.5.2 ～S29.5.1	男性	26,097	52,194	78,291	130,484
			女性	12,618	25,236	37,853	63,089

(単位：円)

	保険年齢	生年月日	性別	死亡（高度障害）保険金額			
				100万円	200万円	300万円	400万円
こども	3～22歳	H9.5.2 ～H29.5.1	男女共通	815	1,630	2,444	3,259

※上記の保険料は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後算出し、2019年分保険料（12か月一括払）に適用します。こどもの保険料は確定保険料です。

※保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（契約概要）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

※保険年齢50歳以下の保険料はお問い合わせください。

# 団体定期保険(Bグループ) <こども特約付団体定期保険>

## 申込方法について

- ・申込書に必要事項をご記入・押印いただき、申込書2・3枚目を返信用封筒にて王子製紙保険サービス(株)宛てご返送ください。(1・4枚目「ご本人控」は忘れずに、お手元に保管ください。)
- ・申込締切日までには申込書のご提出がない場合、現在の加入内容で継続(自動更新)となります。同額で継続される方は申込書のご提出は不要です。変更のある方のみご提出ください。
- ・保険料は現在ご指定いただいている預貯金口座より継続して、三生収納サービス(株)(大樹生命の収納子会社)が口座振替いたします。

※なお、定年退職時にご登録いただきました「現住所」および「預貯金口座」などに変更がある場合、王子製紙保険サービス(株)宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

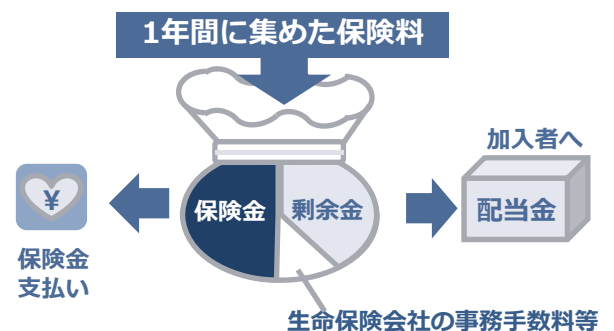
### 【お申込み・お問い合わせ先】

王子製紙保険サービス株式会社(Bグループ担当)

〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-8 TEL: 03-3546-7911

## (参考) 過去の配当実績

- ・加入者から集めた保険料から保険金をお支払いし、剰余金がある場合に配当金をお支払いするしくみです。配当金がある場合、保険料の実質負担は軽減されます。
- ・配当金は1年ごとに収支計算を行って配当金がある場合、保険期間(11月1日~翌年10月31日)終了後の翌年3月中旬にお支払いいたします。



## (参考) 過去の配当実績

過去3年間の配当金還元率の平均は、約**20.6%**でした。

年度	2015年度	2016年度	2017年度
配当金還元率	約14.6%	約18.2%	約29.0%

※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

※配当金還元率とは、お払い込みいただいた保険料のうち、配当金として還元した割合を指します。

※2018年度より保険料率の改定を行っています。保険金支払等が2017年度以前と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当金還元率が低下します。

## お取り扱い内容

加入資格	<p>在職中に団体定期保険（Bグループ）に加入されていた本人・配偶者・こどもで、2019年11月1日現在、以下に該当する方が継続加入できます。</p> <p><b>本人</b>…70歳6か月以下（昭和24年5月2日以降生まれ）の方。 <b>配偶者</b>…70歳6か月以下（昭和24年5月2日以降生まれ）の方。 <b>こども</b>…22歳6か月以下（平成9年5月2日以降生まれ）の方。</p> <p>※保険金額は退職時の加入額以下で、かつ、本人・配偶者は1,000万円以下、こどもは400万円以下となります。増額はできません。 ※一度脱退しますと再加入はできません。</p>
配偶者・こどもの加入	<ul style="list-style-type: none"><li>●こどもとは、本人が扶養するこども（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用します。）です。</li><li>●配偶者、こどもの加入は本人の加入が前提となります。</li><li>●こどもが加入する場合は、保険金額は全員同一としてください。</li><li>●配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額を超えることはできません。</li></ul>
責任開始期（加入日）	2019年11月1日
受取人	<ul style="list-style-type: none"><li>●死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。</li></ul> <p>※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●高度障害保険金の受取人は、被保険者です。</li></ul>
保険金の請求	<ul style="list-style-type: none"><li>●保険金の請求は下記までお申し出ください。 <b>王子製紙保険サービス株式会社（Bグループ担当） 03-3546-7911</b></li></ul>
脱退	<ul style="list-style-type: none"><li>●本人が脱退（死亡・高度障害含む）された場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。</li><li>●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。</li></ul>
中途変更	<ul style="list-style-type: none"><li>●保険期間途中で脱退・保険金額の変更はできません。</li></ul>
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>●お払い込みいただいた保険料から配当金を控除した額は一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）</li><li>●本人の死亡保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。（相続税法第3条、同第12条）</li><li>●被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税となります。（所得税法施行令第30条）</li></ul> <p>※2019年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。</p>
制度の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>●当パンフレットは、団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。</li></ul>

# 特に重要なお知らせ(契約概要)団体定期保険

この『特に重要なお知らせ(契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者および子ども含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」についてもご確認ください。

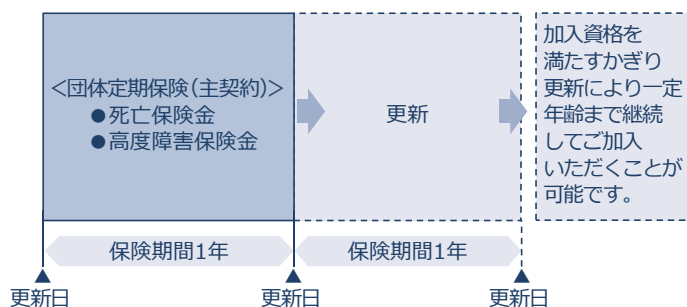
## ①商品名称

子ども特約付団体定期保険

## ②商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

### イメージ図



※保険料、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

## ③保険期間について

- 2019年11月1日～2020年10月31日までの1年間。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

## ④保険金をお支払いする場合について

### ■ 死亡保険金

保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

### ■ 高度障害保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

### ◆ 所定の高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

※保険金をお支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

## ⑤保険料について

保険料は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。

保険料、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

## ⑥配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

## ⑦返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

ただし、保険料を一括払された場合で、保険料の残額があれば、その金額をお支払いします。

## ⑧お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。

## ⑨生命保険協会の「生命保険相談所」について

「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。

## ⑩引受保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受保険会社から委託を受けて事務を行います。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、その引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は2019年6月1日現在のものであり今後変更することがあります。

<引受保険会社(カッコ内は引受割合)>

大樹生命保険株式会社(36.0%) [事務幹事]

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

日本生命保険相互会社(53.4%)

富国生命保険相互会社(5.2%)

第一生命保険株式会社(4.8%)

明治安田生命保険相互会社(0.6%)

※2019年4月1日より、三井生命保険株式会社は大樹生命保険株式会社に社名を変更しました。

## ⚠️ 特に重要なお知らせ(注意喚起情報) 団体定期保険

この『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者および子ども含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、「特に重要なお知らせ(契約概要)」についてもご確認ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

#### ①健康状態について、

##### 加入申込者ご本人が有るのままを告知してください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

#### ②生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へ

##### お話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

#### ③傷病歴があった場合にも、

##### 全てのお申し込みをお断りするものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

#### ④告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、

##### 保険金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。

### ご加入にあたっての重要事項

#### ①お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場合がありますので、保険契約者へお問い合わせください。

#### ②責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入(増額)日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

#### ③遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

#### ④保険金をお支払いできない場合について

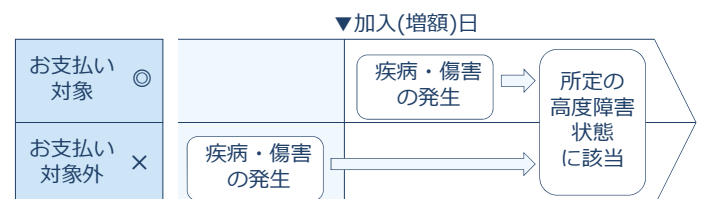
次のような場合には免責または解除等となり、保険金をお支払いできませんので、お申し込みの際に、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

##### 1. 解除等によりお支払いできない場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき

##### 2. 免責等によりお支払いできない場合

- 被保険者が加入から1年以内に自殺したとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- 戦争、その他の変乱によるとき(ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません(下図を参照ください)



## ⚠️ 特に重要なお知らせ(注意喚起情報) 団体定期保険

### ⑥返戻金について

「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

### ⑥生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

### ⑦信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

### ⑧個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、王子ホールディングス株式会社(以下、保険契約者)は、申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社(大樹生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### ⑨お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

#### ■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

#### ■保険金のお支払いに関するお手続きについて

- 保険金のご請求は、保険契約者経路で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

王子製紙保険サービス株式会社(Bグループ担当)

外線 03-3546-7911

#### ■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

### ⑩生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

